## 策定に向けた取り組み 行財政改革推進計画

ます。 行財政改革推進計画を策定し 町は、先月号でお知らせし 四十三の取り組みを行い、

たもので広範囲で多岐にわた すること、協働のまちづくり と、事務事業の見直し等に関 民間委託等の推進に関するこ すること、施設の統廃合及び 大綱の人事及び組織機構に関 策定します。取り組む項目は、 化した行財政改革推進計画を りやすくするために極力数値 九月までに目標や効果を分か 示す四十三の取り組みを行い 行財政改革大綱に基づき次に た四本の柱十七項目からなる に関することの四本の柱に沿っ

## ▼推進計画策定に向けた

人事及び組織機構に関する

1将来を見込んだ職員の定員

ります。

取り組み項目

適正化 定員適正化計画の策定 数の適正化 臨時職員等を含めた職員

2給与の適正化 職員手当の見直し 新給与制度の導入

4 縦横断的で機動性に富んだ 3人事評価制度の導入 給与の公表

5職員の人材育成 組織機構の見直し

専門分野の人材確保 職員研修体制の充実 人材育成基本方針の策定

## 等の推進に関すること 施設の統廃合及び民間委託

握と合理的管理 施設における管理状況の把 指定管理者制度有効活用 の調査研究 施設管理のあり方の検討 と管理基準表の作成 公共施設の管理状況把握

3民間委託等の推進 2施設の統廃合 統廃合の基本方針の作成

成

## ること 事務事業の見直し等に関す

1事務事業の見直し 作成 クリーニング 見直し基準表の作成とス 事務事業の確認と区分 事務事業の見直し計画の

電子情報化の推進 (庁内 ジの活用) LAN・公式ホームペー 事務事業の簡素化

3行政評価制度の導入 事務事業のコスト削減

作成 行政評価制度導入計画の

4自主財源の確保 使用料手数料の見直し 収納率向上対策の強化

2事務事業の効率化

行政評価制度の調査・研

化 行政評価制度運用の明確

資源の有効活用

民間委託等推進計画の作 民間委託等の状況把握

6補助金交付の見直し 補助金の確認と区分

7共同事務処理拡大に向けた

8提案制度の有効活用 方針の作成 共同事務処理化推進連携

職員への啓発 実行体制の確立

9その他 第三セクターの健全運営 地方公営企業経営の点検

協働のまちづくりに関する

1地域住民との協働によるま

る先進事例などの調査研 協働のまちづくりに関す

る方向性の模索 協働のまちづくり基本方 協働のまちづくりに関す

情報共有化の充実 針の作成 自治組織のあり方の検討 住民参画機会の拡充

5新たな財源配分の構築 振興計画と財政計画の連

補助金交付基準の作成 新たな財源配分の構築

箱を設置しているほか、電子 う行財政改革コーナーに意見 改革コーナーを設け、取り組 ンター・小川公民館に行財政 報、本庁・支所・山村開発セ 報や町ホームページの行政情 を聞かせください。 ております。皆さんのご意見 メールでもご意見を受け付け さんのご意見が反映できるよ ます。また、行財政改革に皆 み状況を随時お知らせしてい 行財政改革については、広

担当課 那珂川町役場 企画財政課 企画調整係 **公0287-92-1114** 

http://www.town.tochigi-nakagawa.lg.jp/ -ルアドレス kikaku@town.tochigi-nakagawa.lg.jp

- ※ご意見を提出いただく際に、氏名や住所等がない 取り扱わない場合があります。
- ※計画等の取りまとめの都合で、 一旦、 皆さんからの意見 募集を閉じることがありますのでご了承ください。

一お聞かせください。 皆さんのご意見

10

# 行財政改革に向けた研修会

く、合併の効果という面からも定員の適正化が求められています。 ぎ職員三百人でスタートしました。新町に引き継がれた職員数は同規模自治体などと比較すると多 平成十七年十月一日に馬頭町と小川町が合併した、那珂川町の職員については、全職員を引き継

定してこれを着実に実行し、定員規模の適正化を図るものです。 数で最大の行政効果をあげることができるように、職員数の数値目標を掲げた定員適正化計画を策 なければなりません。中でも人件費の圧縮は大きな課題となっています。このことから最少の職員 きくなったものの厳しさは変わりなく、行政のスリム化は避けられないところにきています。 反映し、財政の硬直化など一層の厳しさを増している状況にあり、当町も合併により財政規模は大 このような中で推進している行財政改革では、限られた財源を生かしながら、経費の削減を進め また、多くの地方自治体の財政は、三位一体の改革による地方交付税の縮減や地方経済の悪化を

定昌 適正 化の目標

定員適正化計画の期間 計画期間は、平成十七年度

を人口百人に対し一人とする ることから、十年後の職員数 や類似団体値に比較して合併 ことを目標に掲げ、本計画の により一時的に多くなってい 定員適正化計画の目標値 当町の職員数は、モデル値

年間とします。

から平成二十二年度までの六

進捗状況などについては、 十三人以内とします。 を削減し、平成二十三年四月 日における職員数を二百五 定員適正化計画及び計画の 適正化計画等の公表

じて見直しを行うものとしま も想定されるため、必要に応 革、事務事業の見直し等によ 財政改革の進展に伴う機構改 本計画の進行状況のほか、行 計画の見直しを要すること 定員適正化計画については、

十七人 ( 十五・七% ) の職員

す。

人を基準として、六年間で四

年十月一日現在の職員数三百 目標値については、平成十七

ジ等で公表します。 年度、町の広報紙やホームペー 定員適正化計画の見直し 毎

## 年 次 別 目

	<b>#</b>	中		亚代47年帝	亚代40年度	亚代40年度	立 代の左角	では34年度	立 代の左角	立代20年度
	年	度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
職	員	数	(人)	3 0 0	292	289	2 8 5	274	266	253
退職	战予定者( 勧奨含	む)	(人)	8	6	7	1 4	1 1	1 7	
次年	次年度新規採用予定者数 (人)			0	3	3	3	3	4	
削	減 者	数	(人)	8	3	4	1 1	8	1 3	
削	減	率	(%)	2.7	1.0	1 . 4	3.9	2.9	4.9	
累	計 削 減 員	数	(人)	8	1 1	1 5	2 6	3 4	4 7	
累	計 削 減	率	(%)	2.7	3.7	5.0	8.7	11.3	15.7	

- 注) 1.「職員数」は、平成17年度は10月1日、他年度は4月1日現在である。
  - 2.次年度新規採用予定者数は、退職予定者のうち25パーセントを補充することとした場合で、将来を見据えた長期的な視点か ら、人材を計画的に確保することとし、年度ごとの新規採用の平準化を図った数値である。
  - 3.総務省が示した「地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針」で基準とされている平成17年4月1日の職員数 (旧馬頭町と旧小川町との計302名)と平成22年4月1日の比較では、36名の減( 11.9%)となる。